

**はじめに—多重がんルールの適用外となる腫瘍について**

・多重がんルールの適用外となる腫瘍は、病理組織学的検査によって再発と診断された腫瘍と、転移性腫瘍と診断された腫瘍である。

**"病理組織学的検査によって再発と診断された腫瘍"について**

- ・"病理組織学的検査によって再発と診断された腫瘍"とは、下記表を用いて"多重がんルールの適用が不要"と判断された腫瘍を指す。
- ・通常"再発"という用語は、元々腫瘍があり、治療により一度治癒の状態となったが、その後新たに腫瘍性病変が出現した場合に用いる。ただし"新たに出現した腫瘍"が何を指すかは必ずしも明確でなく、実際には以下のようにいくつかの意味で用いられており、解釈には注意が必要である；
  - ▶残存していた元の腫瘍細胞が、同じ場所で増殖し、新たに腫瘍性病変として認められた腫瘍 (①)
  - ▶残存していた元の腫瘍細胞が、いずれかの場所で増殖し、新たに腫瘍性病変として認められた腫瘍 (②)。つまり、元の腫瘍細胞が初めと異なる場所に移動しそこで増殖した結果認められた腫瘍 (転移性腫瘍) も含む。
  - ▶元の腫瘍細胞由来か否かに関わらず、同じ場所に、新たにできた腫瘍 (③)
  - ▶元の腫瘍細胞由来か否かに関わらず、発生場所にかかわらず、新たにできた腫瘍 (④)
- ・ただし重要な点として、病理医が用いる"再発"という言葉は、通常①または②であり、これらは元の腫瘍細胞由来、つまり同一原発と考えられる。
- ・そのため、病理組織学的検査報告書で"再発"、または病理医への確認により"再発"と診断された腫瘍 (病理組織学的検査によって再発と診断された腫瘍) は元の腫瘍と同一原発と見なし、多重がんルールを適用しない。
  - (▶ただし例外として、上皮内癌の後に発生した浸潤癌は、たとえその浸潤癌が病理組織学的検査報告書または病理医によって再発と診断されたとしても、多重がんルールを適用すること。)
- ・下表は、臨床医師によって再発<sup>注1)</sup>と診断または疑われている腫瘍全てのうち、どの腫瘍が"病理組織学的検査によって再発と診断された腫瘍"なのかを判断するためのフローチャートである。
- ・院内がん登録実務者は、下表を用いて、"再発"と診断または疑われる腫瘍のうち、多重がんルール表を適用する／しない腫瘍を判断すること (ただし後述の"播種性再発"や"領域リンパ節再発"、補足"明らかに元の腫瘍と同一である腫瘍"は多重がんルール適用外であるため、フローチャートを用いない)。

**"転移性腫瘍と診断された腫瘍"について**

- ・多重がんルールにおける"転移性腫瘍"と診断された腫瘍とは、病理組織学的検査の有無を問わず、臨床医師が"転移性腫瘍"と判断した腫瘍のことを指す (本来、転移性腫瘍は元の腫瘍細胞が他の場所で増殖した結果新たに出現した腫瘍性病変を指すが、多重がんルールにおいては病理組織学的検査の有無は問わない)。
- ・遠隔転移や播種性転移は、"転移性腫瘍"である。
- ・"播種"や"播種性再発"という言葉は、播種性転移と同義である。これは転移性腫瘍の範疇であり、多重がんルールの適用外である。
- ・"領域リンパ節再発"という言葉は、"領域リンパ節転移"と同義である。これは転移性腫瘍の範疇であり、多重がんルールの適用対象外である。
- ・"転移再発"という言葉は、転移性腫瘍のこともあれば、局所再発腫瘍も同時に伴っていることもある。いずれであっても転移性腫瘍は多重がんルールの適用対象外である。

**◀補足▶明らかに元の腫瘍と同一である腫瘍の扱いについて**

- ・最初の腫瘍が治療を経ても明らかに残存した状態で、その後それが同じ場所で増大した場合、その増大した腫瘍は元の腫瘍と同一であるため院内がん登録対象外となり、当然ながら多重がんルールの適用外である。
- ・この増大した腫瘍は、新たに出現した腫瘍でないため通常"再発腫瘍"とは表現されない (万が一"再発腫瘍"と表現されていた場合であっても、それが明らかに元の残存腫瘍が増大したものであれば、それは元の腫瘍と同一でありがん登録対象外となる)。

**■再発と診断または疑われる腫瘍に対する、多重がんルール適用対象判定表 (左から順に進め、多重がんルールの適用が必要かどうかを判断すること)**

病理組織学的検査の有無 <sup>注2)</sup>	病理組織学的検査報告書の記載内容	病理医への問い合わせ	病理医の回答	多重がんルールの適用	多重と判定した時の腫瘍情報テキストへの記載 <sup>注3)</sup>	腫瘍情報テキストの意味	
なし	—	—	—	要	多重=1M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、病理組織学的検査がなされていないため、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	
あり	【"再発"】 ・"再発と考えられる" ・"再発と考えて矛盾ない" などと記載	不要	—	不要	—	—	
	【"再発"かどうか不明確】 ・"再発かどうか判断できない" ・"再発も否定できない" ・"再発かどうか臨床医の意見に委ねる" などと記載	不要	—	要	多重=2M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、病理組織学的検査において再発かどうか不明確であり、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	
	【"再発"を否定】 ・"再発ではない" ・"新規腫瘍と考える" ・"新たな原発腫瘍と考える" ・"再発とは考えにくい" などと記載	不要	—	要	多重=3M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、病理組織学的検査において"再発"を否定しているため、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	
	【"再発"に関する記載がない】 ・"再発"かどうか触れていない	要	【"再発"】 ・"再発と考えられる" ・"再発と考えて矛盾ない" などと回答	不要	—	—	—
			【"再発"かどうか不明確】 ・"再発かどうか判断できない" ・"再発も否定できない" ・"再発かどうか臨床医の意見に委ねる" などと回答	要	多重=2M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、病理組織学的検査において再発かどうか不明確であり、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	
			【"再発"を否定】 ・"再発ではない" ・"新規腫瘍と考える" ・"新たな原発腫瘍と考える" ・"再発とは考えにくい" などと回答	要	多重=3M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、病理組織学的検査において"再発"を否定しているため、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	
			【回答なし】 ・病理医への確認が困難	要	多重=4M●	臨床的に再発と診断または疑われるが、"再発"について病理医から回答を得ることが困難なため、多重がんルールを適用し、M●で"はい"となったことから、多重と判定した	

注1) "臨床的に再発と診断または疑われる腫瘍"とは、臨床医師が再発と診断または疑う腫瘍全てを指す。つまり、臨床医師が、病理組織学的検査結果に基づき再発と診断したまたは疑う腫瘍や、病理学的検査結果に基づかず画像検査等のみで再発と診断したまたは疑う腫瘍であり、上記に示した"再発"のうち、①～④の可能性がある。

院内がん登録実務者は、これら腫瘍に対して多重がんルールを適用するかどうかを上記表に基づき判断する。

注2) 病理組織学的検査に、細胞診は含まれない。

注3) "臨床的に再発と診断または疑われる腫瘍"に対して多重がんルールを適用することとなった場合、その腫瘍がある部位の多重がんルールを適用すること。また、多重がんルールを適用した結果、多重と判定された際に、腫瘍情報テキスト【699】に該当のコード"多重=…"を記載する。必ず頭に"多重="を付け、英数字は半角で入力し、

●には、当該腫瘍がある部位の多重がんルールで"はい"の判定となったルール番号を記載する。単発と判定された場合はこのコードを記録する必要はない。